

# 広島地裁、4日に判決



原爆症の認定を求める  
原告たち(2003年6月、広島地裁)  
(撮影・荒木肇)

全国の被爆者が、日本被団協の呼び掛けに応えて、原爆症認定を求める集団訴訟を各地で起こして三年余。初めて出された大阪地裁の判決は、これまで認定が難しいとみられていましたが、八月四日に司法判断が下される。間近に迫った広島地裁を前に、争点を整理した。

(1面関連)

原爆症認定を求める広島地裁への集団訴訟は、二〇〇三年六月から三回にわたり、計四十五人が提訴し、うち十人はすでに他界している。訴訟を引き継いだ遺族を含む四十人が判決を得た。

被爆者にとって原爆症認定とは、「自分の病気が原爆のせいだと認めてもらうこと」に過ぎない。だが、全国で二十六万人近くの被爆者のうち、認定されているのは1%にも満たない。その壁を厚くしている国の認定基準は「実情と見合っていない」と批判され、被爆者が個人で認定訴訟を相次いで起こしてきた。

国は二〇〇〇年、長崎市の被爆者が原爆症認定を求めた「長崎原爆松谷訴訟」で敗訴が確定したのを機に、「認定の目安として『原因確率』という概念を新たに導入し、公表した。

厚生労働省は、この新基準について「確立された科学的知見による指標」とする。だが、原告側は「残留放射能の影響や内部被曝を無視し、二き以遠の被爆者を機械的に切り捨てている」と批評する。事実、日本被団協によると、

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被爆と疾病的因果関係は総合的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上がった被爆者の年齢は全国平均ですでに七十二歳を超えてい

る。国に対して審査基準見直しの声が強まる中、広島地裁の判断に注目が集まる。

科学的統計で被爆者十人のうち一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される判断までできない原

が分かっても、その一人が誰になるのか個人を特定す

とならない。内部被曝の影響などを現状だ。内部被曝の影響などを現状だ。

代科学でも解明できない原

被爆害を司法がどう判断するのか。

「最後の戦い」と立ち上

が、その後60~30%に下降した。新基準導入後はさらに20%

前後に下がり、審査が厳しくなっている実情を裏付けている。

こうした中、集団訴訟で初めの大阪地裁の判決は「被

爆と疾病的因果関係は総合

的に考慮して判断すべきで、国

の審査基準を機械的に適用すべきではない」と指摘し、国に「被爆者救済」を命じる内容となつた。

科学的統計で被爆者十人

の中一人ががんになると予測される